

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
水戸信用金庫	178,840	8.13
STATE STREET BANK AND TRUSTCLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	152,000	6.91
株式会社光通信	146,700	6.67
株式会社太平フィナンシャルサービス	125,100	5.69
HORIZON GROWTH FUND	98,700	4.49
株式会社常陽銀行	96,000	4.36
暁飯島工業従業員持株会	77,500	3.52
アサガミ株式会社株式会社	71,000	3.23
新菱冷熱工業株式会社	70,200	3.19
暁飯島工業取引先持株会	59,780	2.72

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	8月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長野 正紀	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長野 正紀	○	——	長野正紀氏は、弁護士であり企業法務に関する専門的能力・知識を有しておりますので、当社取締役の業務執行を監視・監督する観点において、適切な人物であると判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、当社とは顧問契約をしておらず、一般株主と利益相反することなく独立性が担保されていると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画及び業務分担に基づき、業務執行の適法性について監査を行っており、内部監査室、会計監査人とは綿密な連携を図り、監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
根本 幸司	税理士													
春日 均	税理士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
根本 幸司	○	――	根本幸司氏は、税理士として税務・会計全般に関して幅広い知識と経験を有しており、経営適正化の観点から当社に適切な人物であると判断し、社外監査役に選任されております。同氏は、当社と顧問税理士契約を締結しておりますが、平成27年11月で契約を終了しております。今後、顧問契約の予定はなく、一般株主と利益相反することなく独立性が担保されていると判断し、独立役員に指定しております。
春日 均	○	春日均氏は、平成28年6月まで当社の取引金融機関である水戸信用金庫に勤務しておりました。	春日均氏は、金融機関の要職及び企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、当社取締役の職務執行を監督する観点において、適切な人物であると判断し、社外監査役に選任いたしました。同氏は、当社の取引金融機関である水戸信用金庫を平成28年に退職しており、一般株主と利益相反することなく独立性が担保されていると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、取締役(社外取締役を除く。)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、監査役(社外監査役を除く。)に対し、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することを、2019年11月22日開催の第66期定時株主総会において承認いただいております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書および事業報告において、取締役および監査役について人数と報酬総額を開示しております。

取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

取締役 5名 56,731千円(社外取締役を除く。)

監査役 1名 8,620千円(社外監査役を除く。)

社外役員 4名 5,460千円

注)取締役の報酬限度額及び監査役の報酬限度額は、2007年11月21日開催の第54期定時株主総会においてそれぞれ年額100,000千円及び15,000千円と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額及び監査役の報酬限度額は、2007年11月21日開催の第54期定時株主総会においてそれぞれ年額100,000千円及び15,000千円と決議しております。また、2019年11月22日開催の第66期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)及び監査役(社外監査役を除く。)を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その総額は別枠で、取締役は年額15,000千円以内、監査役は年額1,500千円以内と決議しております。

取締役の具体的な報酬等につきましては、内規に定める範囲において、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が決定しております。監査役の報酬等は監査役の協議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外監査役に対する専従の従業員は配置しておりませんが、内部監査室が必要に応じてサポートを行っております。

また、その従業員は業務の執行にかかる役職を兼務せず、取締役の指揮命令を受けないものとします。

なお、総務部内に監査役会事務局を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

・取締役会

取締役会は5名の取締役(うち1名は社外取締役)で構成されており、月1回の定例取締役会のほか必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令及び定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決議するとともに、代表取締役及びその他の取締役の職務執行状況を監督しております。

・監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役は3名(うち2名は社外監査役)であります。監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び職務の執行において、違法または不当な事実のないことを確認するとともに、必要意見を陳述するなど法令及び監査方針に基づいた適正な監査を行っております。また、監査役会は原則月1回開催しており、活動状況の報告をはじめ、情報の共有化を図るため取締役と定期的に意見交換を行い、必要に応じて業務改善等の提言を行っております。

・常務会

常勤取締役を主なメンバーとして構成する常務会を原則毎週1回開催し、取締役会付議事項、取締役会からの委嘱事項その他経営課題事項等を審議・決議しております。

・経営会議

部長・支店長以上で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行上の課題の審議及びその状況等の報告を行っております。

・複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法律上の判断を必要とする場合には適時助言及び指導を受けるなど、コンプライアンスの強化に努めております。

・当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は従来は社外監査役を選任し、社外取締役を選任していませんでしたが、2015年11月19日に開催された第62期定時株主総会において社外取締役1名を新たに選任し、2019年11月22日に開催された第66期定時株主総会においても再任いたしております。

社外取締役には、弁護士であり企業法務に関する専門的能力・知識を有しており、当社取締役の業務執行を監視・監督する観点において、適切な人物であると判断し、長野正紀氏を選任しております。また、同氏は当社の社外監査役を長年務め、事業内容も熟知していることから、当社の経営に対し適切な助言をいただくことにより一層のコーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「株主・投資家情報」に決算短信等を掲載しております。 http://www.eazima.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務部、事務連絡責任者:大場誠	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営方針及び行動憲章に、株主に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけ ております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	行動憲章の定めるところにより、企業情報を積極的かつ公正に開示し、個人情報保護方針 により個人情報、顧客情報の適正な保護を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンスを経営の基本方針とし、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会的良識をもった行動の下に職務を遂行するための規範として「行動憲章」及びコンプライアンスその他の規程を制定し、企業倫理の遵守の徹底を図っております。

コンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会は、社長を委員長とした常務会メンバーで構成し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努めております。

内部監査室は、各部門の業務の執行状況を検証し、コンプライアンスの確保を図るため、継続的に内部監査を実施しております。監査結果は、社長及び監査役会に報告しております。

内部通報規程に基づき内部通報制度を運用し、法令・定款、企業倫理に逸脱した行為の未然防止、早期発見及び是正を図る体制を整えております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限基準に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報は、法令ならびに文書管理規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理しております。

各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理しております。

これらの情報は、主管部署が情報セキュリティ管理規程に基づき、情報資産の安全性の確保を適切に実施しております。取締役、監査役等は、業務上必要のある場合には、常時これらの情報を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業活動において管理対象とするリスクを抽出し、リスク管理規程においてリスク管理に関する基本事項を定める他、コンプライアンスに関するコンプライアンス規程、情報システムの運用、情報セキュリティ等情報管理に関する各種規程及び内部監査に関する内部監査規程を定め、各種リスクに対する管理体制を構築しております。

管理官掌取締役を委員長とするリスク管理委員会は、リスク管理に係る課題・対応策の協議・承認等、全社横断的なリスク管理を行うとともに、常務会、監査役会、経営会議に管理状況を定期的に報告しております。

内部監査室は業務監査を通じ、各部門のリスク管理状況を監査し、管理上の問題点はリスク管理委員会に報告し、必要な改善策を実施することとしております。

大震災等の災害時を想定したBCP(事業継続計画)の一環として「震災対応マニュアル」を制定しており、有事の際には、社長を本部長とする対策本部を設置し、即応できる体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定例の取締役会を開催する他、必要に応じ臨時取締役会を開催し法令及び定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決議するとともに、代表取締役及びその他の取締役の職務執行状況を監督する体制を整えております。

常務会を原則毎週1回開催し、取締役会付議事項その他取締役会から委嘱を受けた事項を審議・決議し、会社の意思決定の迅速化を図る体制を整えております。

経営会議(取締役及び部長・支店長で構成)を毎月1回開催し、事業計画に基づく各部門の実績及び業務執行上の課題の報告を受け、報告に基づき取締役会で課題の検討及び意思決定を行う体制を整えております。

取締役の職務執行の効率性を確保するため、迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。

執行役員は取締役会の監督のもと、年度目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行う体制を整えております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会の事務局業務及び監査役の職務の補助は、必要に応じて内部監査室、総務部、経理部において補助を行うこととし、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けないものとしております。

当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとします。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に説明を求めています。

取締役及び使用人は、会社の経営に重大な悪影響を及ぼすことまたはその恐れのあることを発見したときは、速やかに監査役に報告するものとします。

(7) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程において、通報した者が通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする旨を定めております。また、その旨を役職員に周知徹底しております。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を高めるために、取締役、内部監査室、経理部門及び会計監査人との意思の疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めております。また、取締役は監査役の監査が効果的に実施できるよう監査環境の整備に努めております。

内部監査室は、内部監査の年度計画を監査役会に報告し、その承認を受けるものとしております。

また、監査の実施状況及び監査結果を監査役会に報告するものとしております。監査役会は必要に応じて、内部監査室に対し、追加の監査・調査実施、改善策の策定を指示又は勧告することができるものとしております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求を受けたときは、監査役の職務の執行に支障の無いよう速やかに費用または債務の処理を行います。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法その他関係法令に基づき、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築しております。内部統制評価チームは

会計監査人と連携し、内部統制システムの有効性を継続的に評価し、不備及び重要な欠陥があれば速やかに是正するとともに、取締役会、監査役に報告する体制を整えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切遮断することを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力に対する基本方針を行動憲章に明記するとともに、全社員への周知徹底に努めております。また、総務部を統括部門として、企業防衛対策協議会等への加盟、弁護士、警察等の外部専門機関等と連携し、折にふれ指導を受けるとともに、不当要求等が発生した場合への対応を図る体制を整えております。

その他

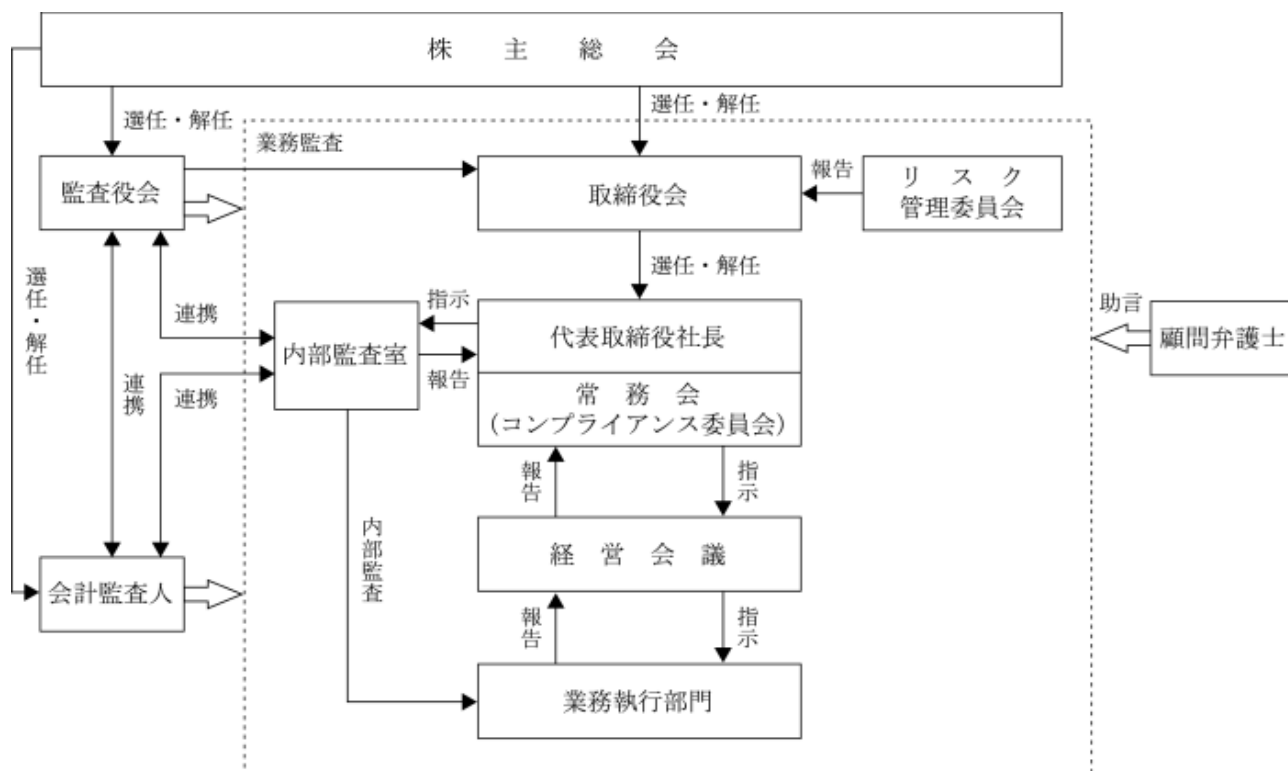
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要】

